

論点に対する回答

分野	法人設立手続のデジタル完結について
省庁名	デジタル庁
以下の論点について、下記回答欄にご回答ください。	
<p>日本経済団体連合会や新経済連盟による法人設立手続の簡素化に関する要望も踏まえ、デジタル臨時行政調査会において進められている「デジタル原則」への適合性の点検・見直し作業の先行的取組として、法人設立手続のデジタル完結（行政機関の判断の精緻化・自動化を含む）に取り組むべきと考える。</p> <p>【論点 1】 法人設立ワンストップサービスの利用率の現状とその評価、利用率向上に向けた取組について、御説明願いたい。 また、法人設立手続のデジタル完結を実現させるために、各手続を所管する省庁と連携して検討を進めるべきではないか。</p> <p>【回答 1】 ○法人設立ワンストップサービスの利用状況については、2020年：1,217件（101件/月）→2021年：3,501件（291件/月）→2022年（3月まで）：1,611件（537件/月）と、利用件数が確実に増加しているところです。 ※利用率については、法人設立手続における本人申請分の統計データが存在しないため、算出することは困難です。</p> <p>○また、令和4年3月には、法人設立ワンストップサービスの中で、商業登記電子証明書の発行申請にも対応するなど、より皆さまにご利用いただけるよう取り組んでいるところです。</p> <p>○さらに、法人設立ワンストップサービスの機能については、民間サービスにおいてAPIで利用できるよう機能を提供しており、令和3年10月にはfreeにおいてサービス提供が開始されております。</p> <p>○デジタル庁としては、引き続き、安定したサービスの提供に取り組みつつ、新資本主義実現事務局や手続所管省庁とも連携しながら、法人設立手続の</p>	

デジタル完結に向けて、取り組んでまいります。

【論点2】

世界から有望な人材を誘致し、わが国での起業を促す観点から、法人設立ワンストップサービスの英語対応を可能とする必要があるのではないか。

【回答2】

○法人設立ワンストップサービスの英語対応については、英語による申請データを受け付ける各省（法務省、財務省、厚生労働省）及び都道府県・市町村の受付体制とも連携が必要であり、各手続の所管省庁と連携して検討してまいります。